

令和5年度 第1回桜井市地域公共交通活性化再生協議会
会議要旨

1 日 時

令和5年6月26日（月）15:30～16:10

2 場 所

桜井市 本庁舎3階 災害対策本部室

3 出席者

委員 13名（うち、代理出席8名）、事務局（4名）

4 会議の成立

委員15名中、13名出席で、委員の過半数が出席しており、桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約第8条第2項の規定により会議が成立

5 協議事項

- (1) 令和4年度事業報告について
- (2) 生活交通確保維持計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について

6 資料

- ・委員名簿
- ・出席者名簿
- ・次第
- ・資料1 令和4年度 事業報告について
- ・資料2 令和4年度 収支決算報告について
- ・資料3 コミュニティバス利用実績
- ・資料4 デマンド型乗合タクシー利用実績
- ・資料5 生活交通確保維持改善計画

7 協議内容

(1) 令和4年度事業報告について

異議なしで承認。

(2) 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画） について

会 長：計画承認後の流れについてはどのようなものか。

事 務 局：承認後、本計画について奈良運輸支局を通じて国土交通大臣に提出する。

本計画の期間は、令和5年10月から令和6年9月であるため、令和5年10月より計画記載の事業を順次実施する。

本計画に関する評価を令和7年1月ごろに実施するため、それまでに事業内容について報告を行う予定。

異議なしで承認。合わせて、軽微な修正等を含め、今後の提出までにかかる対応について事務局に一任する。

(2) その他

事 務 局：デマンド型乗合タクシーの多武峯地域への導入について地元との協議を進めている。また、運行事業者とも協議し、運行内容について調整をしている段階である。

運行に際しては、協議会での承認が必要になるため、具体的な内容が固まり次第、改めて報告を行う。

以 上